

2017年10月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

日本共産党神奈川県議会議員団

団長 井坂 新哉

2018年度神奈川県予算・施策に関わる要望

日頃より県民の福祉の増進へのご尽力に敬意を表します。

昨年7月26日に起きた県立障がい者施設津久井やまゆり園での事件から1年が経過しました。この間、「ともに生きるかながわ憲章」の制定、やまゆり園の建て替え問題など、障がい者差別の解消や障がい者支援について多くの論議がされました。

これらの論議を大切にし、障害者差別禁止条約の精神をより一層県政に反映することが私たちの大切な役割だと自覚しています。また、「ともに生きるかながわ憲章」の精神に基づけば、ヘイトスピーチやLGBTへの対応など、あらゆる差別をなくすための取り組みも大変重要な課題です。

県として人権施策の推進をより一層進めることが求められます。

さて、国政では一昨年の安保関連法(戦争法)の制定に続き、今年はテロ等準備罪(共謀罪法)の制定、憲法改正の発議を進めるなど、安倍政権の戦争できる国づくりが進められています。しかし、このような安倍政権の動きに対して都議選で自民党が歴史的な敗北を喫するなど、憲法を大切にし、平和を求める国民の声と運動が広がっています。

さらに、歴史的な核兵器禁止条約の締結に際し、日本政府が条約に参加しない姿勢について多くの批判が国内から上がるなど、核兵器の廃絶と平和を求める国民の願いが示されています。県としてもこのような平和、核兵器廃絶に向けた行政の推進を進める必要があります。

本県は、米軍基地があり、横須賀には米原子力空母が配備されています。空母の配備撤回は県民の安全、厚木基地周辺住民の爆音被害をなくすためにも大変重要です。しかし、今年に入り米海軍第7艦隊所属のイージス艦が相次いで事故を起こし、さらに厚木基地では5年ぶりに空母艦載機の着陸訓練を当日に通告し強行するなど、米軍による被害が広がっています。日米地位協定の改定など、基地を抱える神奈川県としての取り組みはますます重要になっています。

くらし、福祉、教育の問題では、アベノミクスなどで経済格差が増大し、貧困問題も深刻になっています。また、社会保障の削減、長時間労働など厳しい労働環境、道徳の教科化などによる教育への政治介入など、国民・県民の生活に重大な影響を及ぼす政治が続けられています。

黒岩県政は、このような国政と連動する政治を続けており、その抜本的な改善が求められます。

県民の要望を実現し、県民のくらしを改善するには、日本国憲法の精神・理念を実現するための取り組みが大切になっています。県政が県民のいのちとくらしを守る防波堤となって、教育、福祉などの充実でくらしを応援する、自治体本来の役割を発揮することが求められています。

こうした立場から、県民の切実な要望が来年度予算で実現されるよう、以下の要望を提出いたします。

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし、本県の全ての施策に反映させるため、子どもたちの権利を守る立場で、本県においても子どもの権利条例を制定すること。
- 2) また、「かながわ子ども人権相談事業」を周知すること。

(2) 子どもの貧困対策の推進

- 1) 県内の子どもの貧困の実態調査を実施すること。
- 2) 実態調査に関し、ひとり親家庭にとどまらず子育て全世帯を調査すること。また従来の調査項目にとどまらず、国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。
- 3) 実態調査に基づき、神奈川県子どもの貧困対策推進計画を改定すること。計画に盛り込まれた市町村事業に対し、県としても財政支援を行うこと。

(3) 保育所に関すること

- 1) 子ども子育て支援制度が始まり3年が経過しようとしているが、各地で保育園での事故や問題が頻出している。規制緩和に伴い、保護者への保育料以外の新たな負担や子どもの保育条件の低下が起きていないか、県として実態を把握し公表すること。
- 2) 保育所の整備支援
 - ① 保育所は、園庭があること、自園調理ができること、避難経路が確保されていることが求められる。これらが満たされた公立保育所を増設するため、安心子ども基金のみならず、県独自の補助制度を創設すること。
 - ② 無認可のベビーホテルにおける事故を解消するために、体制を強化し抜き打ち検査・指導を行うこと。違反に対しては罰則を設けること。
 - ③ 認可保育所への希望者がいつでも入れるように、市町村と連携して認可保育所の増設・整備を行うこと。土地の確保にあたっては市町村と協力して行うとともに、県として増設・整備に対する補助を行うこと。
- 3) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件などの改善が重要である。県内自治体では補助制度を設けている例がある。賃金アップのための補助制度を県としても創設すること。また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くように、市町村の要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件を全て保育士とするよう国に求めること。
- 4) 2018年かながわグランドデザインには県内どこでも待機児ゼロをうたっています。待機児が深刻な地域は、早期に保育所の新設を促進するよう支援すること。逗子市では認可保育所建設に市の土地を無償提供しています。保育所の新設にあたっては、県有地を無償貸与すること。また、市町村などが公的な施設を建設する場合は低廉とすること。

(4) 児童野外活動センター「こどもの杜」への支援

- 1) 県内唯一の児童野外活動センター「こどもの杜」は、児童福祉の発展に寄与することを目的とした施設である。開設以降28年が経過し、施設の老朽化が進み、改修すべき箇所も目につく状況である。利用料の改定や募金の実施などで自主財源の確保に最大限の努力を払っているものの、県からの運営費補助は2016年度から廃止となり、施設の運営が厳しい状況である。「こどもの杜」の健全な運営が図られるよう、補助制度を復活すること。

(5) 学童保育の充実

- 1) 学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。
 - ① 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育のあり方について理解が深められるような内容で実施できるよう、関係団体と協議して進めること。
 - ② 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏付けられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やして引き続き充実を図ること。
 - ③ 前項の研修について、学童保育指導員が業務として位置づけられるよう、市町村及び事業主体に対して、周知すること。また、参加しやすい計画とすること。
 - ④ 学童保育指導員の研修を実施するための財政措置を図ること。
- 2) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。
- 3) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。

- 4) 災害時に子どものいのちを守るため、以下を実施すること。
 - ①県が2015年3月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。
 - ②市町村の災害対策の水準を担保するため、県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。
- 5) 「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」の廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう以下に努めること。
 - ①国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するよう市町村に働きかけること。
 - ②県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導助言内容を把握し、公開すること。
- 6) 放課後児童クラブ事業、病児保育事業ほか法定事業について、県補助金が国庫補助単価以上になるようにすること。合わせて新規・増員等に伴う補助額の変更についても、速やかに対応すること。
- 7) 国に対して以下の事項を要望すること。
 - ①学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。
 - ②「子ども・子育て支援新制度」で児童数の数え方など、誤解を招いている内容について学童保育として必要な改善を行うこと。
 - ③学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置づけること。
 - ④「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施すること。
- 8) 以下の事項について市町村を支援すること。
 - ①全ての小学校区で学童保育が実施されるようにすること。
 - ②「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
 - ③市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。その研修は学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

(6) 児童相談所の処遇改善

- 1) 児童福祉法改正を踏まえ、県においても児童相談所の職員体制の充実が求められているが、正規職員を増やすこと。児童福祉司1人あたりの担当件数を50ケース以下とし、業務負担の多い「虐待ケース」のみを担当する場合は20ケースを限度とする人員の配置を行うこと。

(7) 福祉施設の充実を

- 1) 不足している障がい児施設、重心施設、児童養護施設など、引き続き施設整備を促進すること。
- 2) 重症心身障がい児が地域で安心して生活するために、引き続き必要な対応を図ること。
- 3) 児童養護施設を卒園した後の住居を確保するように努めること。就労、生活支援体制を引き続き充実すること。

《2》. 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

(1) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果が認められている。「30人以下学級」を全ての学年で実施すること。また、当面、県単独予算を確保し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。
- 2) 教員の多忙化解消、正規雇用の教員への加重負担解消のために教職員は正規雇用とすること。
- 3) 学校司書を配置するため、市町村によって差がでないよう県として助成制度を創設すること。財政力の低いところには厚く助成するとともに、学校司書は正規雇用とすること。
- 4) 県内の小中学校の教室へのエアコン設置を推進すること。国に設置のための国庫補助制度を創設するよう求めること。当面、未設置の市町村に対して県が支援すること。
- 5) 1クラスの人数を減らす措置と並行して、学級編制の弾力化及び少人数学級のための教員加配を県単独措置により実施すること。
- 6) 退職教員の数に見合った新採用教員の配当及び臨時的任用教員の研修の充実と教育指導員の派遣を増やすこと。

(2) 高等学校教育の充実について

- 1) 全日制高校進学率は全国最低レベルであり、生徒や保護者に大きな不安と過度の競争心を生んでいる。希望する生徒が全日制高校に全員入学できるように、公立高校の定員を増やすこと。

- 2) 高校授業料の無償化における所得制限は、学校事務においても過重負担になっている。また子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するためにも、国に対して所得制限を撤廃するよう求めること。
 - 3) 現業の民間委託25校をやめ、現業職員の採用を再開すること。
 - 4) 県として生活保護世帯だけでなく全ての高校生を対象に、給付型高校奨学金制度を拡充すること。
 - 5) 学校司書の採用を大幅に増やすこと。
 - 6) 学校事務職は教員とともに、児童生徒の育成を支える教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減されて以来、教員の事務量が増大し多忙化の大きな要因となっており、学校教育に支障が出ていることは論を待たない。学校事務センターを解消し、各学校の実情に合わせて事務職体制を厚くすること。
 - 7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務が現場に与える影響について、実態を把握するよう調査し、検討を行い、教員に負担とならないよう改善を図ること。
 - 8) 県立高校改革計画を見直して、20～30校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年6～8学級標準を守ること。
- (3) 大学授業料の無償化に向けて**
- 1) 国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付制奨学金の対象拡大を国に求めること。
また、県として学生が大学に入学し安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。
- (4) 私学助成の充実について**
- 1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。
 - 2) また、県外への通学者も私学経常費補助金の対象とすること。
 - 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と施設設備助成を行うこと。
 - 4) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助を国基準まで増額すること。
 - 5) 私立幼稚園の父母に、保育料の直接助成制度を新設すること。
- (5) 特別支援学校の充実について**
- 1) 特別支援学校の整備が後回しになっていることが、県民に不安を与えている。特別支援学校が不足し設置が求められている横浜市保土ヶ谷区や川崎市幸区、藤沢鎌倉周辺地域に早急に設置を進め、適正規模・適正配置とするために新たな障がい児学校再編整備計画を策定すること。
 - 2) インクルーシブ教育の充実のために、実践推進校に希望する知的障がいがある生徒全てが学ぶことができるよう、施設整備、教員等の配置を行い、生徒の気持ちを大切に一人一人に寄り添った対応を行うこと。
 - 3) 県立高校の分教室は、生徒たちの人権や等しく学ぶ権利が保障されているとはいえない。ただちに、改善すること。
また昨年、特別支援学校高等部において希望する生徒が入学できない事態となり、くじ引きになった。高等部が不足している地域に特別支援学校高等部を早急に新設すること。
 - 4) 本校と同じ環境にするため、指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を、分教室へ配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。
 - 5) 障がい児学校の施設整備（トイレ環境など）や改善を早急に行うよう、計画を前倒しして進めること。
 - 6) 医療的ケアが必要な児童・生徒の通学について、さらなる支援の充実を行い、安心して通えるよう取り組むこと。
 - 7) 自力通学に向けた支援制度の創設を、関係機関に働きかけること。また、特別支援学校に通う医療的ケアの必要な児童生徒が安心・安全に通学できるように対策を講じること。
 - 8) 特別支援学校の校外学習に、医療的ケア、とくに人工呼吸器が必要な児童生徒が、親の付添がなくても新学期から参加できるように対策を講じること。
 - 9) 湯河原町・真鶴方面、特別支援学校については、本校との教育条件が同じになるよう、教員等の配置を行うこと。また給食室を設置し、自校方式の給食を行うこと。湯河原町の協力を求め、グラウンドやプールの設置を行うこと。なお、本来的には、分教室ではなく分校とすべきである。
 - 10) 老朽化が著しい県立中原養護学校や県立三ツ境養護学校の再構築（建直し）計画を、早急に策定すること。
 - 11) 2026年閉校予定とされた横浜市立北綱島特別支援学校は存続を図ることになったが、横浜市や関係者と協議し、本校並みの教育条件となるよう支援すること。
- (6) 県立高校の耐震化、老朽化対策について**
- 1) 県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害

時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is 値」0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(Is 値0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is 値」0.6から0.7以上に見直すこと。

- 2) 老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。
- 3) 県立高校の特別教室等への空調整備予算を確保し、実施すること。冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室など全ての部屋に設置すること。

(7) 全ての中学校で完全給食の実施を

- 1) 県立中等教育学校で給食を実施すること。
- 2) 県内で実施されているデリバリー弁当による給食は、安全も安心も確保できず子どもたちに不安をいだかせるなど、食育としては問題である。県内全ての中学校で全員喫食の安全・安心な中学校給食を実施するために、県として市町村に対して中学校給食推進施設整備補助金を創設すること。
- 3) 栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実を支援すること。安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう支援すること。

(8) 全国学力テストについて

- 1) 全国学力テストは全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないことが問題になっている。競争教育の弊害から子どもたちを守り、子どもたちが助け合い、ともに伸びる教育への転換を図るために、全国学力テストの中止を国に求めること。
- 2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決(1976年5月21日)は、「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないことを、県として引き続き取り組むこと。

(9) 教科書採択の改善について

- 1) 教科書採択について、採択地区の小規模化を図ること。各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を推進すること。
- 2) 高校日本史の採択において、県教委による特定教科書排除は、憲法・教育基本法に反し、教育への政治的介入にあたるので、改めること。

(10) 外国人学校への支援について

- 1) 朝鮮学校を含む外国人学校への県補助金(経常費補助)を復活するとともに、学費補助の拡充を行うこと。
- 2) 学費補助の申請方法を統一すること。
- 3) 外国人学校の耐震診断及び、補強工事を行うこと。

(11) 新たな夜間中学の開設について

- 1) 夜間中学を増設すること。夜間中学の存在を広く県民にチラシやポスターなどで知らせること。さらに各市町村に相談窓口を開設し、入学を希望する人を把握し、早急に開設に向けて取り組むこと。
- 2) なお、教員配置は標準法に基づくこととされるが、当該自治体まかせにせず地域適正配置や東京都に見られる教員配置など、県が責任をもって進めること。

(12) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の強制をやめ、「国歌斉唱」時の起立が強制ではないことを広く県民に知らせること。

(13) 自衛隊の体験学習について

- 1) 神奈川県内の小・中・高校のカリキュラムとして実施されている自衛隊の体験学習はやめること。

(14) 就学援助制度について

- 1) 2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるよう、国に求めること。
- 2) 生活保護基準の1.5倍以下の世帯の子どもは全て対象とするよう、市町村に働きかけること。
- 3) 文部科学省は、「入学準備金」を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出している。県内全ての市町村が入学準備金の「前倒し支給」の取り組むよう働きかけること。

(15) フリースクール等への補助について

- 1) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障の充実と高齢者・障がい者福祉の確立を

[1]. 地域医療の確保と医療制度の充実に向けて

(1) 地域医療構想の基本方針について

安倍政権下で社会保障の市場化・産業化が進められ、社会保障や福祉の切り崩しが進行している。社会保障は自助・共助を原則とし公助は「真に必要な人」への最小限度のものと位置づけ、企業から「買うサービス」に転換しようとしている。一方、黒岩知事は未病産業の創出による健康寿命の延伸を掲げており、安倍政権との類似性が懸念される。

- 1) 医療費の低減策や健康増進施策を病床削減等の医療提供体制の縮小や民間企業の営利事業に求めるのではなく、特定健診や特定保健指導を推進し県民に医療機関へのフリーアクセスを保証し、本来的な医療費の低減につながる「早期受診・早期発見・早期治療の推進」を基本とすること。

この有効性は、70～74歳の一人当たり医療費が「健康診断毎年受診者（465, 310円）は10年間未受診者（700, 989円）の66.4%にとどまる」との神奈川県建設連合国民健康保険組合の調査や、高齢者の医療費助成制度を行って医療費の低減を実現した東京都日の出町の事例でも明らかである。

- 2) 地域医療構想の基本方針に、こうした視点や方向性を盛り込むこと。

(2) 地域医療構想の病床数及び医療提供体制に関して

国は病床削減を進め2025年時点で軽度者約30万人を在宅（施設を含む）に移す計画で、本年6月の参院厚労委員会では2025年までに33万床の削減が示された。入院療養の機会が奪われる懸念が生じている。県の地域医療構想は、神奈川県は患者の流出超過県であり人口10万人当たりの病院数も病床数も全国平均を大きく下回ることを指摘しており、むしろ増床が求められる。

- 1) 国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化するなど、診療報酬を使ってすでに病床の機能分化を進めており、横浜でもやむなく急性期病棟から地域包括ケア病棟に転換した事例が報告されている。こうした動向にも注意して2025年の必要量を推計すること。

- 2) 当面全ての2次保健医療圏で基準病床数を確保するとともに、全国平均並みに病院や有床診療所を整備すること。神奈川県はこれから高齢化が進行する県であり全県的に療養病床の確保に努めるとともに、川崎北部での急性期病床や県西での回復期病床など、病床機能別にも整備の遅れた地域の解消を図ること。

- 3) 病床機能報告制度に関し神奈川では高度急性期の割合が高いとしているが、2025年の入院医療需要では高度急性期1.19倍、急性期1.3倍、回復期1.37倍、慢性期1.18倍となる見通しが示されている。病床機能の再編に関し、患者の生活圏、診療圏の実情や実態に十分配慮し、関係医療機関の合意のもとで調整を図ること。機械的に急性期病床の回復期病床等への転換を強制しないこと。

- 4) 脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器系疾患の場合、急性期系病院への救急車搬送は相模原地域や県西地域の一部を除き30分圏内としているが、横浜市中心部で救急車を呼んでから搬送先病院に到着するまで1時間以上を擁し、しかも遠方の他市に搬送された事例があった。救急医療の整備に努めること。

- 5) 2025年の必要病床数は、入院医療需要を病床稼働率で除して算出される。神奈川はどの病床も県外への流出超過であり患者の流出入を見込んで推計するため、医療機関所在地で算出した場合、県内需要との関係では過少推計になることが懸念される。また、病床稼働率は医師や看護師の充足度も影響すると思われる。医師・看護師不足の実態を踏まえ、過少推計とならないよう調整すること。

- 6) 神奈川県は全国と比較して医療施設に従事する外科、内科、産科・産婦人科、小児科などの医師が少なく、看護師や助産師も不足している。2025年には在宅医療需要が大幅に増加するとして在宅医療を担う人材の確保を掲げているが、具体的な対策は「研修等を通じた教育の機会の継続」、「修学資金の貸付」、「看護職員の資質向上等のための研修等」などにとどまり、実効性に乏しい。

神奈川県内で臨床研修をする医師の獲得や看護師養成機関の増設など医師・看護師を直接増やす施策を実施し、計画的に医師・看護師の確保を図ること。

- 7) 在宅医療、在宅介護を推進するには訪問医、訪問看護師など在宅医療を担う医師や看護師の増員と合わせ、24時間訪問看護や24時間訪問介護の体制も強化する必要があるが、地域医療構想にはこれらに関する施策は見当たらない。訪問医、訪問看護師の確保と24時間訪問看護体制の強化に向けた具体的な施策を盛り込むこと。

- 8) 地域医療構想は「医療従事者の勤務環境改善」に触れているが、その施策として「勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関を支援する」とあるだけで具体的な対策がない。

県の労働担当部署との連携を図り、医療従事者の賃金・労働実態を調査し、地域医療構想に人材確保策として賃金・処遇の改善策を盛り込むこと。

(3) 次期診療報酬の改定に向けて

- 1) 新薬の価格を引き下げ医療費全体の低減を図るよう、国に求めること。
- 2) 国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化し診療報酬を使って病床の機能分化を推進しており、病床転換が生じていることは重大な問題である。病床機能と退院先とは関連がないものであり、7対1入院基本料の算定要件による対象病床削減を撤回するよう国に求めること。
- 3) 医師・看護師等の増員を図るためにも、診療報酬の底上げを図るよう国及び関係諸機関に働きかけること。また、安全な医療提供体制の確立に向け、入院の看護師の配置基準を日中は4対1以上、夜間は10対1以上とし、5対1入院基本料の新設も求めること。
- 4) 大学病院や複数の診療科を有する100床以上の病院以外の精神病床は医師や看護師の人員配置基準が低く診療報酬も低いことから、薄利多売的な長期入院や「隔離」とも言える患者への差別的対応が問題となっている。精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善すること。
- 5) 国へ医業税制（診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第26条）の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めること。

制度上は消費税分は診療報酬で手当される仕組みだが、持ち出しによる経営への悪影響が指摘されている。本年5月12日の衆院厚労委員会でも議論され、塩崎厚労大臣もそうした実態を認めた。解決には仕入に係る消費税分を還付する仕組みが必要であり、ゼロ税率を適用することである。

なお、消費税分を診療報酬に含める現行の仕組みでは、消費税率が上がれば患者負担も増え、医療機関も患者も負担増となることに注意を要する。

(4) 医療提供体制及び保健事業の充実に向けて

- 1) 神奈川区・大口病院で起きた事件は記憶に新しいところだが、安全安心の医療提供体制を確立するために、全ての病院に安全管理者を配置すること。このため、小規模な病院や医療安全対策加算が算定できない病院を対象に、県として助成措置を講じること。
 - 2) 透析患者に対する疾病対策として、医師や看護師による往診医療や在宅透析治療を十分可能とするよう、人材育成や体制整備を図ること。
 - 3) 糖尿病性腎症重症化予防は、国保都道府県単位化とともに実施される保険者努力支援制度の評価指標に上げられ、県及び市町村への交付金にも影響する。生活習慣病対策の一環として「かながわ方式保健指導促進事業」が6市町村で行われているとのことだが、糖尿病に対する県民への啓発活動を強め、重症化予防を促進すること。
- 各市町村が保健師の配置やかかりつけ医との連携を強化できるよう、県として保健師やかかりつけ医の育成・確保を図り、財政面も含めて市町村に体制構築に向けた支援を行うこと。
- 4) 緊急災害発生時の透析患者への対応や透析施設との連携に関し、県は透析患者の情報を市町村から集約して医療救護本部に伝達するとの説明だったが、伝達後の医療救護本部の透析患者や透析施設に向けた対応について明らかにすること。

また、ライフラインの停止を想定した透析患者や透析施設と連携した訓練の実施状況及び訓練によって判明した課題や対策があれば、明らかにすること。

- 5) 精神疾患（障がい）について、脳性マヒやポリオ等の二次障がいを予防・治療する総合的な対策を講じること。当事者や専門家も含めて、検討や研究を進める機関を創設すること。
- また、必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。
- ### (5) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による健康被害の防止と救済に向けて
- 1) ワクチン接種のあり方について県は国の動向を注視するとの回答だったが、10代の若い女性が副作用により取り返しのできない被害を受けた事例が報告されており、たとえば、必要であれば当面ワクチン接種を中止するなどの措置も検討可能と思われるが、被害を生まない対策を国に求めること。
 - 2) ワクチン接種の危険性について県民に周知するとともに、被害を疑う保護者からの相談窓口を市町村や主な医療機関等にも設置すること。
 - 3) 副作用被害の救済措置を広く県民に周知するとともに、ワクチンとの因果関係が立証できないと診断書が出せないと誤解している医師がおり、診断書が円滑に取得できるよう救済措置の趣旨を医師に徹底すること。
 - 4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において迅速な審査ができるよう、審査体制

の拡充を関係機関に働きかけること。また、PMDA以外でも救済措置の審査ができるよう、PMDAを補完する検査機関の確立も求めること。

- 5) 副作用被害について、救済されない被害者が存在する。県による支援の余地は十分あり、救済措置を受けられない被害者を対象として通院・入院等の医療費助成制度を再開すること。

(6) 患者負担の軽減に向けて

- 1) 妊婦健診の助成水準は市町村によって異なるため、どの自治体に住んでも経済的負担を感じないで安心できる出産につながるよう、「本人負担ゼロ」を国や市町村に働きかけるとともに、県としても特に低所得者を対象に一定の助成措置を講じること。

- 2) 大気汚染被害（気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫）に対する医療費助成制度を創設すること。

県は環境省の疫学調査結果を根拠に、大気汚染と呼吸器疾患との因果関係が科学性をもって確定できないとし助成制度の創設を拒んでいるが、創設には患者が存在するという事実があればよい。東京都の「大気汚染医療費助成制度」は対象を「大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息等）にかかった方」とし、「推定」であって因果関係が立証された疾病とはしていない。川崎市の「成人ぜん息患者医療費助成制度」の要件は医師による気管支ぜん息の診断であり、千葉市の「ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業」は医師の意見書で、「小児慢性特定疾病医療支援（国制度）の対象疾病に罹患しているが認定基準に満たないお子さんを対象」としている。

公害患者団体によれば現在も県内を横断する主要幹線道路に沿ってぜん息患者が拡大しているそうで、最近では圏央道が開通し第二東名も県内に延伸しており、助成制度の必要度が増している。

(7) 県の医療費助成制度の拡充に向けて

- 1) 国に対し、中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度の創設を求めること。

- 2) 県の小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限は撤廃すること。

- 3) 市町村の小児医療費助成制度への一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉としての性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされることは、国保へのペナルティー（医療費波及増調整）に関し、国は償還払いにはペナルティーを科さないことから明らかである。小児医療助成制度については2018年4月から国は就学前には課さないとしており、市町村が一部負担金を導入しないよう助言・指導すること。

- 4) 市町村の助成制度の格差を解消する手立てとして、小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の市町村への補助率を、全市町村とも2分の1とすること。対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望となっている。

- 5) 本年4月1日現在の市町村の小児医療費助成の対象年齢は小学校卒業までが15自治体、中学校卒業までが15自治体だが、2018年4月1日では中学校卒業までが18自治体と過半数以上を占めることが見込まれる。首都圏の助成状況とも整合性を図り、県制度として少なくとも中学校卒業まで助成すること。

- 6) 重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、通院・入院とも精神障がい者2級まで対象とすること。精神障がい者1級の入院助成は、早急に実施すること。

- 7) 県は「身体・知的との均衡を図る」とし重度に相当するのは精神障がい者1級としているが、精神障害者家族会の当事者団体は「1級と2級との差はない」と説明している。当事者団体の意見にも耳を傾け、場合によっては精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も検討課題とすること。

- 8) 重度障害者助成の年齢制限について、財政的理由を除いて65歳とする合理的理由は全くない。障害者差別禁止条約では「差別」とは「合理的配慮の否定」と説明しており、「ともに生きる社会かながわ憲章」には「全ての人のいのちを大切にすることや「いかなる偏見や差別も排除すること」が謳われている。65歳の年齢制限は特に深刻な影響を及ぼす問題であり、財政を理由とした差別は特に許されない。県自身が差別解消の先頭に立ち、直ちに年齢制限を撤廃すること。

- 9) 高齢者の医療費の低減にも資することから、県として高齢者医療費助成制度を創設すること。

(8) 医療従事者の確保と処遇改善に向けて

- 1) 神奈川は全国水準と比較して医師も看護師も助産師も不足しており、診療科別には外科、内科、産科・産婦人科、小児科などの医師が少ない。地域医療構想とも関わるが年度毎の確保目標を決めて適正な人員を計画的に確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応も進めること。

- 2) 今後医学部の定員減も心配されるが、計画的に若い医師の確保を図ること。

なお、医学生の獲得に向けて地域医療医師修学資金貸付制度や産科等医師修学資金貸付制度があるが、対象拡大を図ることも有効な対策の一つと思われる。隣接都県の大学の医学生であっても神

奈川県内で臨床研修を行う意志のある方は対象とするなど、貸付定員の拡大も検討すること。

3) 安定した地域医療の提供に向けて、地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築すること。また、医療計画にも記載し公表すること。

4) 看護師の確保について、当面全ての准看護師が看護師に移行できるよう具体的な支援策を策定し、計画的な移行を図ること。特に、厚労省が各県1校としている2年課程通信制養成所を県内に早急に開設すること。

また、奨学金制度の拡充や現在2年課程通信養成所に通学生を有する医療機関・福祉施設等への助成制度の創設など、財政的な支援策も実施すること。奨学金制度を県内全ての准看護師に周知すること。

5) 厚労省は2025年の看護師需要は約184万人～200万人、供給は約180万人と推計しており、看護師不足は解消されない。看護師確保のためには処遇改善は必須の課題であり、次期看護師需給見通しに関し、神奈川では1日7時間労働、夜勤交替制勤務者の勤務間隔12時間以上、週休2日、週労働時間32時間以内が実現でき、夜勤後の時間外労働や妊産婦の夜勤及び時間外労働をなくし、産前産後8週以上の休暇や年次有給休暇、夏季・年末年始休暇などが取得できる水準を想定して需給見通しを立てること。また、実際にこの水準となるよう、看護師の処遇改善を図ること。

6) 看護師確保法で定めている卒後教育について、県内全ての看護職員が受講できる生涯学習制度を確立すること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

1) 2016年度から「患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み」として患者申出療養が創設された。この実施状況（全国及び県内）について明らかにするとともに、国民皆保険制度を崩壊に導く恐れがある保険診療の縮小や混合診療の拡大は、これ以上行わないよう国に求めること。

(2) 医療費窓口負担と医療費波及増調整について

1) 西欧先進国では医療費の窓口自己負担は無料または低額であり、3割負担を原則とする日本の窓口負担は高すぎる。被用者保険や国民健康保険を含め窓口負担割合を見直し、軽減または無料にするよう国に求めること。

2) 市町村国保への定率補助をカットする医療費波及増調整（いわゆるペナルティー）を廃止するよう、国に強く求めること。国は地方創成交付金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金）を医療費助成に充てる場合はペナルティーを科さないとしたが、窓口負担割合と医療費波及増には関連がないことの証明である。

(3) 国民健康保険（国保）について

1) 国保都道府県単位化に当たり2018年度から約1700億円が追加投入され、2015年度からの拡充分と合わせて国保への国庫補助拡充分は年間約3400億円となるが、国保の保険料負担率を被用者保険並みに引き下げのため、少なくとも1兆円規模の国費投入を国に求めること。

2) 国保都道府県単位化によって保険料が上がる自治体に対し、激変緩和を行うこと。但し、恒常的な措置でない限り激変緩和期間が終了すれば結局負担増となることから、県の法定外繰入の実施を含め、保険料の上昇を抑える恒常的な対策を講じること。

県は市町村の判断に基づく法定外繰入を認める立場だと承知しているが、市町村が今後も現行どおり法定外繰入を継続するよう、国保法第4条2項の規定のとおり積極的に市町村を指導すること。

なお、2015年度において基金保有額が保険給付費の10%を超える自治体があり、過大な保険料負担を招かないよう過度な積立の防止を市町村に指導すること。

3) 国保法第1条により国保は社会保障であると認識しているが、それは国保法第5章によって費用面からも裏付けられる。社会保障であるためには生存権や受療権を脅かさない「払える保険料」であるべきだが、県内でも個々の世帯の保険料負担率は自治体により20%を超え、滞納世帯数が2割近くを占める自治体もある。高額な保険料負担の構造を是正すること。方策の一つとして、所得100万円以下の世帯は保険料負担率を5%以内に抑え、子どもの均等割は徴収しないこと。

4) 保険者努力支援制度は評価指標を点数化し補助金を交付する仕組みだが、収納率指標による評価は短期証や資格証の機械的交付を招き、徴収強化や滞納処分を加速させる恐れがある。滞納の根本的原因は「払えない保険料」にあり、保険給付費等交付金（特別分）や県繰入金に徴収強化や差押えを招く仕組みは導入しないこと。保険者努力支援制度の県分は、納付金総額から差し引くこと。

- 5) 評価指標の一つである糖尿病性腎症重傷化予防に関し、最高点の40点を取るにはかかりつけ医との連携や保健師など専門職の配置が求められ、医師や保健師等を確保できない自治体は得点できない。市町村の特別な事情を調整する仕組みも設けられることから、保険給付費等交付金(特別分)は主に財政力の弱い市町村への補助、激変緩和、保健事業の(結果の評価ではなく)取り組みへの支援などとし、かかりつけ医や保健師の確保を支援すること。
- 6) 市町村事務の標準化・効率化・広域化について、国保を社会保障とする観点から神奈川県国民健康保険運営方針に『短期被保険者証の交付は「特別な事情」の確認を要件とし、有効期限は6カ月以上とする。次の短期被保険者証の交付が見込まれる場合は現行の有効期限内に無条件で交付し、窓口での留置きは認めない』、『資格証明書の交付は中止する』を盛り込み、滞納制裁の乱用がないよう、また受療権を侵害しないよう市町村を指導・監視すること。
- 7) また、現行の市町村の独自減免制度は年間数件しか適用がないのが実態で、低所得者の生活実態に合わない「使えない」制度となっており、たとえば国保運営方針に『生活保護基準の130%以下の世帯は保険料を減額はまたは免除する』を盛り込み、改善を図ること。
- 8) 国保組合の育成・強化を図り、国保組合に対する定率補助を一律32%に戻すよう、国及び関係機関に働きかけること。県としても国保組合への補助を拡充するなど、育成・強化を図ること。

(4) 後期高齢者医療制度について

- 1) 75歳以上の高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止するよう、国及び関係機関に求めること。
- 2) 制度廃止までの間、以下の措置を実施するよう国及び関係機関に求めること。
 - ①後期高齢者医療保険料の特例軽減廃止を撤回すること。
 - ②この制度の費用負担は当初公費5割、支援金4割、保険料1割とされたが、保険料負担は実質的に年々増加している。国庫負担の増額により保険料負担の是正を図ること。
 - ③後期高齢者の窓口負担を無料とすること。
- 3) 制度廃止までの間、県として以下のことを実施すること。
 - ①後期高齢者医療保険料は、高齢化の進行により今後も年々引き上がることが予想される。県広域連合は独自財源を持たないことから、剰余金の活用や財政安定化基金の活用以外にも、保険料上昇抑制や引き下げに向けた県独自の財政措置を講じること。
 - ②財政安定化基金の積立額は活用状況を反映した額とし、過大な積立とならないよう神奈川県後期高齢者医療広域連合を指導すること。
 - ③口腔ケアは高齢者の健康維持に欠かせないことから、特定健診は努力義務とされてはいるが、その拡充とともに歯科検診の対象拡大を図ること。
 - ④特定健診事業費や葬祭費、審査支払手数料、独自減免制度の費用など県広域連合の負担軽減に向け、市町村とも協議の上、県または県・市町村として一定の財政措置を講じること。
 - ⑤県広域連合は「県や市町村の財源を投入することは、県民の皆様の新たなご負担につながる」(パンフレット)との認識を示しているが、県民は誰もが高齢者になること、高齢者の保健事業の拡充は医療費抑制につながり、それによる支援金の低下は現役世代(県民)の負担軽減につながるなど、視野の広い認識を持つよう県広域連合に適切な助言を行うこと。
 - ⑥県広域連合に、短期被保険者証の交付中止を指導すること。
 - ⑦国制度として後期高齢者の窓口負担が無料となるまでの間は、県及び市町村が連携して福祉医療制度を行うなど、窓口負担ゼロを実現すること。

(5) 協会けんぽについて

- 1) 後期高齢者支援金における全面総報酬割の導入により協会けんぽの拠出金が低下した分、国庫補助が削減され国保の基盤強化に振り向けられた。社会保険の適用範囲が拡大され、協会けんぽには低所得の労働者も多数加入することから、保険料引き下げに向けて国庫補助を増額するよう国及び関係機関に求めること。
- 2) 協会けんぽへの国庫負担割合を健康保険法本則に規定された上限割合である20%に引き上げるよう、国及び関係機関に求めること。

[3]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(1) 介護給付費抑制策からの転換

- 1) 要支援1・2の介護保険外しと自治体の新総合事業への移行など、最近の介護保険をめぐる問題の多くが国の介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、誰もが安心して利用できる介護保険制度

を確立するよう、国に強く求めること。

(2) 1号被保険者の介護保険料について

2018年度から介護保険第7期となるが、1号被保険者の第6期介護保険料(基準額)は県内でも月額6000円近い自治体があり、5000円以上が16自治体に及ぶ。1号被保険者の保険料負担率は制度導入当初の17%から第6期は22%に上がっており、県内では3自治体の基準額が第1期比で2倍以上となっており、それを含めて31自治体(93.9%)が1.5倍以上となっている。1号被保険者の保険料負担は限界である。

- 1) 介護保険料は今後も引き上げが予想されることから、早急に国庫負担を増額し保険料の抑制を図るよう国に求めること。合わせて、市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、市町村に周知すること。
- 2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、市町村とも連携して独自の低所得者対策(保険料負担の軽減)を図ること。

(3) 介護報酬の改定について

2018年度は介護報酬と診療報酬の同時改定が予定されている。介護保険では概ね3年ごとに介護報酬の見直しが行われてきたが、表面改定率とは違って削減分の累計は10%に及ぶ。特に2015年度は処遇改善加算と認知症中重度加算の計2.21%増を含んでのマイナス2.27%改定であり、サービス単価はマイナス4.48%の大幅削減となった。基本報酬の引き下げは介護事業所等の運営に重大な悪影響を与え、ひいては介護保険制度の根幹を揺るがしかねないものである。

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、加算よりも基本報酬の底上げが必要であり、国に10%以上の引き上げを求めること。
- 2) 介護報酬の引き上げは保険料や利用者の負担増を招くことから、その財源は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

(4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、介護報酬の関係から要介護4以上しか入所させない施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれていると聞く。

- 1) 制度的には特例入所が認められているが、こうした入所制限や負担増による退所の実態について調査すること。また、特例入所について広く周知すること。
- 2) 長期待機者の早期解消に向けた実効性のある計画を策定し、市町村とも連携して計画に沿って特別養護老人ホームの整備・増設を進めること。
- 3) 一定の低所得者が安心して施設入所ができるよう、県独自の助成措置を創設すること。
- 4) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加による実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)が生じ、利用者や家族に戸惑いが出ている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。
- 5) 介護老人保健施設は市町村の介護保険事業計画により整備されるが、人工透析患者も入所できるよう、一定数の透析治療が可能な設備や施設の併設を市町村に働きかけること。

(5) 自治体の新総合事業について

国は介護保険第6期において要支援1・2の訪問介護、通所介護の新総合事業への移行をめざしたが、新総合事業のサービス類型は県内でも市町村によって大きく異なり、国のガイドライン通りには進んでいない。特に「多様なサービス」に関して矛盾が出ており、A事業(基準緩和事業)に関し川崎市は国のガイドラインにもないスーパー基準緩和事業を打ち出し、大阪市は「ボランティアは介護サービスではない」としてB事業(住民主体の事業)は行わないと聞いているが、そもそも「ボランティアが組織できない」とする自治体も多い。

また、新総合事業の単価は介護保険の単価以下に設定しなければならないことから、事業を担う介護事業所にも不安を与えている。

- 1) 新総合事業への移行状況とサービス類型及びその単価を、市町村ごとに明らかにすること。
- 2) 市町村の新総合事業の「多様なサービス」は、「介護保険サービスを補完する事業」、「希望する高齢者の生活を支援する事業」と位置づけ、第7期以降も原則として介護予防給付に相当するサービスを保証すること。

なお、新総合事業が介護保険制度内のサービス提供であり財源構成に変更が生じないとしても、A事業もB事業も予防給付以下の基準と単価による事業であり、質の低下したサービスとなる恐れがあることを県としてもしっかりと認識すること。

- 3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬

単価を設定するとともに、必要な専門職員や人員の配置を確保し介護サービスの充実に努めること。
4) 国が示す25項目のチェックリストによる新総合事業への振り分けはやめ、まず介護申請を優先的に保障すること。その上で非該当者も含め新総合事業による必要なサービスを提供すること。

(6) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) 県内でも介護職不足が指摘されているが、県の人材確保計画を示し、取り組み状況を明らかにすること。
- 2) 介護職員の資格取得やスキルアップに関し、事業所によっては人員不足からローテーションも組めず受講する機会が確保できない実態があると聞くが、県の認識と対策を示すこと。
- 3) 介護職の賃金は全職種平均で約10万円低いと言われており賃金引き上げは急務であるが、施設型、居宅型（通所サービス、訪問サービスなど）、地域密着型のサービス類型別に、処遇改善状況、賃金引き上げの状況を示すこと。
合わせて、移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。
- 4) 介護職員処遇改善加算を取っていない事業所の主な理由を示し、賃金引き上げに向けた県の対策と計画を明らかにすること。加算が取れない事業所には県として支援し、一定の人件費補助も含め介護職の賃金引上げに向けた対策を講ずること。
- 5) 利用者の負担増を招かないよう、賃金引き上げの財源は介護報酬の加算ではなく、介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として賃金を引き上げるよう、国に求めること。
- 6) 介護福祉士など介護職の養成校では充足率は4～5割と言われ、深刻な定員割れが続いている。受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を検討すること。

(7) 2017年度介護保険法改正に関して

本年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村による居宅サービス事業者に対する指定拒否の仕組みの導入、要介護者を対象とする新たな介護保険施設である「介護医療院」の創設、市町村による地域福祉計画策定の努力義務化等に加え、高所得層の利用料3割負担化や介護納付金への総報酬割の導入が行われる。

- 1) 要介護認定率9.3%を達成した和光市の事例は、高齢者の実態把握や連携会議の開催、リハビリ体制の強化や日常生活圏内への小規模施設の建設など、10年以上もの取り組みの結果である。短期間に要介護認定率を下げようとすれば、「水際作戦」や強制的な「介護からの卒業」を招く恐れがある。今後も要介護度が正しく認定され必要なサービスが保証されるよう、市町村を指導すること。
- 2) 国は小規模多機能事業所を増やす方針だが、指定拒否を導入する目的は介護給付費抑制に向けたサービス量の調整にあることは明らかで、小規模事業者の排除や淘汰を招き、小規模多機能以外の必要なサービスが確保されない事態も起こり得る。地域の実情を考慮し、機械的な指定拒否は行わないよう市町村を指導すること。
- 3) 介護療養病床廃止は6年間延期されたが、介護医療院の創設目的が、患者・利用者の病院や介護施設からの追い出しや診療報酬・介護報酬の抑制にあってはならない。人員体制や労働条件を含め、介護医療院とはどういうものかを明らかにすること。また、県内での拙速な設置は控えること。
- 4) 地域共生社会の実現として地域住民との協働による包括支援体制づくりが上げられているが、住民やボランティアを組織できる地域ばかりではない。また、介護や障がい者の支援には専門性が求められるが、専門性が確保されず「安上がりな支援」となる恐れも懸念される。県の考えを示すこと。
- 5) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」についても、専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準がどう確保されるのか、県の考え方を示すこと。また、地域福祉計画の内容について明らかにすること。
- 6) 医療保険の窓口負担割合は、「公平性」を理由に高い方に合わせて増加してきた経過がある。今回の利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き上げに反対し、引き下げを求めること。

[4]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

生活保護受給世帯の5割以上が高齢者世帯で、その9割は単身世帯である。背景の一つに公的年金の給付水準の低さがある。国民年金（老齢基礎年金）は40年間満額掛けても年間77万9300円（2017年度）、平均受給額（2013年度）は国民年金で月額5万4544円、厚生年金は

月額14万5596円であり、とても老後の生活保障と言える水準にはない。受給資格要件が10年間に短縮されたとはいえ、給付水準の低さや無年金者の存在が生活保護世帯を増やす大きな要因となっている。国は「自立」を求めるが、年金の給付水準を引き下げて生活保護受給者を増やすなどは本末転倒である。無年金者、低年金者は300万人と言われており、年金制度の改善と給付水準の引き上げが強く求められている。

(1) 以下の事項を国や関係機関に求めること

- 1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。国のみならず全国知事会にも働きかけること。
- 2) 今後30年間も給付削減が続くと言われるマクロ経済スライドは廃止し、年金給付の削減は中止すること。
- 3) 支給額が1%削減されると神奈川県全体では315億円の削減と言われ、高齢者の消費購買力を弱め地域経済にも大きな打撃となる。神奈川のみならず全国の地域経済の活性化対策としても、公的年金の給付水準の引き上げを図ること。少なくとも特例水準廃止前の水準に戻すこと。
- 4) 物価スライドに使われる消費者物価指数は高齢者の生活実態を反映しておらず、高齢者の生活実態を反映した指数を採用するよう見直すこと。
- 5) 年金支給開始年齢を見直す動きがあるが、年金制度への信頼性を損なうものであり、これ以上支給開始年齢を引き上げないこと。
- 6) 未納保険料の追納に関し、後納可能期間を長期に延長し無年金者の減少を図ること。
- 7) 高齢者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 8) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。
- 9) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

(2) 県として以下のことを実施すること

- 1) 県内の年金支給実態（年齢別、男女別の受給者数・受給者率と平均年間支給額等）を把握し、公表すること。
- 2) 未納保険料の後納制度や受給資格要件の短縮によっても解消されない県内の無年金者を把握し、県としても救済措置を講じること。

[5]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

(1) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護基準が引き下げられ保護費の削減が行われており、生活保護受給者援護のため県独自に夏季と年末に福祉手当を各1万円支給すること。なお、県内の貧困実態について調査するとともに、県内の捕捉率を明らかにすること。
- 2) 福祉事務所等のケースワーカーの増員を図り、研修の改善・強化により生活保護利用者及び生活保護を必要とする方々に寄り添った対応に努めること。この10年間におけるケースワーカー一人が担当する案件数の推移を明らかにすること。
- 3) 生活保護利用者全員を対象にした「資産調査」は、人権侵害でありやめること。
- 4) 無料低額宿泊所の一部に貧困ビジネスまがいの実態があることが報告されている。無料低額宿泊施設の実態を詳細に把握し、劣悪な場合は改善指導を厳しく行うこと。
また、利用者の転居希望の有無と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、居宅設定による自立支援を促進すること。

(2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

- 1) 地域格差が生じないよう、家計相談や子どもへの学習支援も必須事業とすること。
- 2) 就労訓練の1つである「中間的就労」は最低賃金以下で働かせて良いとなっており、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするものである。直ちに見直すこと。
- 3) 「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手の良いものに改めること。
- 4) 生活困窮者支援法には経済的給付はほとんどなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっているため改善すること。
- 5) 相談窓口業務は就労に偏った支援である。給付金についても再就職ができそうな人にしか利用を認めないなどの運用はさけること。
- 6) 生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が受けられず帰されることにならないよう、運用に配慮すること。

(3) 生活困窮者への支援について

- 1) 生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。
- 2) 民間アパートへの入居について、家賃補助などの支援を行うこと。
- 3) 生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」の取り組みを、国とも連携して拡充すること。

[6]. 高齢者福祉の充実に向けて

(1) 高齢者の実態把握について

- 1) 県として独居高齢者の実態把握を行うこと。
- 2) また、一人暮らし高齢者数、老老世帯数、一人暮らし要介護者数、介護世帯数などの基礎的データを一元管理していない自治体や担当課がみられる。これらのデータを把握し、情報を公開するよう各自治体に指導すること。

(2) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

- 1) 高齢者の孤独死などを未然に防ぐための対策を強化すること。高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりに関し、モデル事業のノウハウの普及にとどめず、県として市町村や政令市の行政区別に数値目標も設定して、見守り事業の推進状況を把握すること。
- 2) 見守り事業の一つとして、地域住民のボランティアや善意に頼るのではなく、市町村とも連携して財政措置も講じ、民生委員やそれに準じた専門職を配置して独居高齢者宅の定期巡回事業を実施すること。なお、民生委員のなり手が少ないことが指摘されており、県として対策を講じること。
- 3) 全てを網羅した福祉ガイドブックなどは厚く重く、有用ではあるが緊急時の利用には不向きであり、市町村とも連携して緊急時に高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるものを作成すること。
- 4) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる体制づくりを進めること。

[7]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 2014年に障害者権利条約が批准されたが、障がい者の人権を守るために、また障がい者に対する理解の普及・啓発にとどまらず条約の理念を県のあらゆる施策に反映するために、早急に障害者権利条例や障害者差別禁止条例を制定すること。
また、条例制定にあたっては広く障がい者団体から意見を聴取すること。
- 2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集の作成・公開とともに、障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、広報やポスター等で直接県民にわかりやすく周知すること。
- 3) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対しての理解を深めるよう、県職員等が現場の見学なども行うこと。
- 4) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。

(2) 障がい者への経済的支援の強化について

- 1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大すること。特に、65歳の年齢要件は廃止すること。重度障害医療費助成制度に65歳の年齢制限を導入したとき、その理由を「65歳までに資産形成が可能」と説明したが、全く根拠のないものであった。しかも障害者差別解消法に抵触するものであり、年齢要件の撤廃は当然である。
- 2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために県として家賃補助を行うこと。市町村の事情に左右されず障がい者グループホームを利用していない障がい者にも家賃補助が行き渡るよう、直接的か間接的かは問わないが、県が主導して個々の肢体障がい者を網羅する家賃補助制度を確立すること。
- 3) 親亡き後や高齢の障がい者を介護している家庭、一人暮らしの障がい者のための支援を充実すること。見守り事業の拡充だけでは不十分であり、経済的援助を含む支援体制を確立すること。
- 4) 市町村が実施している福祉タクシー制度の県内共通利用について、県が主導して実現を図ること。県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(3) 障がい者の日常生活や活動支援の強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じる

こと。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。

- 2) 県庁のみならず、市町村にもSPコードの普及を図ること。また、県のたよりや選挙公報が読めるようにすること。
- 3) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、何処に住んでいても何時でも利用できるようにすること。
- 4) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、専門的知識を持った人員を配置し、質の向上を図ること。
- 5) 神奈川県は障害者基礎年金の判定を行う医師が全国でもっとも少ない。十分な審査ができるように認定医を増やすこと。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 以下の施設等について、必要性の高さによる入所調整ではなく、希望者の入所を可能とするよう増設を図ること。
 - ①湘南東部福祉圏域に医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所を設置すること。
 - ②県央福祉圏域の医療介護型施設の増床と新規に施設を設置すること。
 - ③地域の総合病院に在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるベッドを確保するよう、県から働きかけるとともに財政的支援を行うこと。
 - ④在宅の重症心身障がい児・者が通える、医療的ケアに対応できる通所施設を増やすこと。またその通所施設が、ショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。
 - ⑤重症心身障がい者の短期入所や日中一時利用ができる施設の増設を図ること。
 - ⑥肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に講じること。
 - ⑦肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。
- 2) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

(5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

- 1) 県はグループホームの家賃や運営費を助成する市町村に交付金を交付しているが、どの市町村であってもグループホームやデイケアの利用を希望する障がい者が利用できるよう、市町村毎に利用希望者数と利用実数を把握し、遅れた地域の施設整備や相談支援員の増員を計画的に進めること。
- 2) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援の市町村事業に、県としても助成すること。
- 3) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、整備計画を明らかにすること。市町村計画策定の指針となるよう、県としてガイドラインを作成すること。（短期入所等の保健福祉圏域として設置すべき機能と、24時間安心コールセンター等の市町村で設置する機能など）
- 4) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、県として支援すること。
- 5) 単独型短期入所促進事業は通所施設等がその対象となっているが、事業が促進されるよう当該事業内容を市町村に対してきめ細かく周知徹底すること。

(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

- 1) ライトセンターの指定管理の協定期間は2020年度までとなっているが、国は労働者の賃金引き上げを求めており最低賃金も毎年上昇していることから、それらを踏まえた適切な指定管理料となっているかを検討し、協定期間内であっても増額を図ること。また、引き続き施設改修などを進めること。
- 2) 神奈川県社会福祉会館の老朽化に関わる社会福祉拠点の整備に関し、以下の事項を実施すること。
 - ①新たな社会福祉拠点の整備に関し、整備期間中に現行の利用団体（入所団体）が活動を継続できるよう、代替施設を準備するなどの対策を講じること。
 - ②整備後の新施設においても、現行同等の条件で利用できるよう配慮すること。
 - ③福祉関係団体が地域の福祉ネットワークを維持・向上できるよう、県域における福祉の拠点施設の環境整備を図ること。

[8]. 未病関連事業予算について

(1) 未病関連予算の見直しについて

「未病」関連事業予算に関し、見直しを図ること。県は未病産業を創出するとしているが「未病」という概念は確立されたものではなく、医療団体から「科学的根拠に欠ける」との指摘が寄せられ

ている。未病産業の創出について県は経済効果や雇用効果等を示しておらず、予算支出の根拠が曖昧である。

なお、社会保障の経済効果について国は「社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有して」（厚労省「社会保障・税一体改革について」）いるとし、1999年版厚生白書では「全産業平均の生産波及効果（1次効果）は1.850であるが、社会保障部門は1.735であり…（中略）…全産業平均に匹敵する水準となっている。…（中略）…社会保障部門の2次効果を試算すると、606億円となり、1次効果と2次効果をあわせた経済効果は、最終需要が1,000億円増加した場合で、約2,341億円となる。」「都道府県や市町村における社会保障の経済効果など、社会保障が地域内の経済に与える効果も大きい。」と、具体的な数値も上げている。

したがって「未病」関連事業予算は見直し、社会保障（医療・介護・福祉等）関連予算こそ拡充すべきである。

《4》．雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政機能の充実と体制強化を図ること。労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を抜本的に強化すること。
- 2) 労働相談体制と機能の充実に向け、専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。

(2) 神奈川県労働委員会の体制強化について

- 1) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、より使いやすく、より迅速な対応ができる体制を構築すること。
- 2) 迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充を図ること。

(3) 企業への指導・啓発について

- 1) 非正規労働者を含め、安易な解雇を行わないよう、企業に対し強力に指導・啓発をすること。
- 2) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの経営計画については、労働者からの要請がなくとも雇用対策の一環として事前公表させ、労使間ばかりでなく下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な指導・啓発を行うこと。
- 3) また、雇用の安定を図るために改正された労働契約法の趣旨に反するような、有期雇用労働者の雇止めがないよう啓発指導を強めること。

(4) 労働法規の遵守について

- 1) 労働基準法など労働法規を遵守するよう、指導・啓発を強めること。労働センターの相談などで県が違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と協力し法規違反を是正させること。
- 2) 人権侵害であるパワハラ・セクハラ・マタハラなどを根絶するために実態調査を行い、解決に向けた県独自の施策を行うこと。
- 3) また、いわゆる「ブラック企業」の根絶に向け、「ディーセントワーク条例」を制定すること。

(5) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 若者への労働法の基本的知識の周知に向けて、高校生用の働くルールの学習副読本を充実させ、私立学校を含む各学校の生徒に配布すること。
- 2) 毎年発行している労働手帳の増刷と合わせ、パートタイム、契約社員、派遣労働者など雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生に向けた簡易な「労働手帳」のようなものを発行し、配布すること。

(6) 職業訓練校の改修・整備について

- 1) 県立産業技術短期大学校西キャンパス実習棟の老朽化対策をはじめ、施設・備品の改修・整備を早期に行い、訓練環境を抜本的に改善すること。

(7) 企業への助成金のあり方について

- 1) 「インベスト神奈川」や「セレクト神奈川100」など、県が助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反を犯した際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が撤退や事業縮小などした際は、助成金の返還を求めること。莫大な利益をため込んでいる大企業への助成を中止すること。

(8) 県内雇用の拡大に向けて

- 1) 正規雇用の拡大するために、県独自の施策を実施すること。また、国に対し、実効性のある正規

雇用拡大の対策を行うよう働きかけること。雇用の重要な役割を担う中小企業について、雇用確保・拡大に向けた県独自の支援策を行うこと。県の正規職員の雇用を増やすこと。

- 2) 雇用をさらに不安定化する労働法制の改悪について、反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールを確立するよう、国に求めること。
- 3) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。就職も進学もできずに卒業した青年について、県として状況を把握し、就職など生活確立に向けた援助を行うこと。
- 4) 県立職業技術校について、訓練内容を若者のニーズに応えるコースにして充実すること。教科書代などの訓練費用を無料とし、交通費や生活費を補助すること。
- 5) 雇用の実態調査を行い、県の各機関への障がい者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行うこと。中小企業などが障がい者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。

(9) 神奈川障害者職業能力開発校について

- 1) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員配置は国基準を上回る県単加配を継続・充実するとともに、国基準の引き上げ・予算措置の充実を国に求めること。空調設備をはじめ施設設備の老朽化対策の早期実施を図ること。

(10) 正規雇用の拡大と均等待遇の実現に向けて

- 1) 国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても独自に取り組みを強めること。少なくともプランが示した目標に対する県内の進捗状況を把握し、推進を図ること。
- 2) 非正規労働者の賃金・労働条件を労働局とも協力し調査して、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化への啓発を強めること。

(11) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺を防ぐために、全ての労働者の年間総実労働時間を1800時間以下にさせるよう啓発・指導すること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。
- 2) 模範となるべき県自らが、県職員の不払い残業の根絶と有給休暇の完全取得を行うこと。県職労連が行った9月度残業実態調査結果によれば、全体の在庁率は18時半で36.37%、21時半で6.15%だが、県土整備局と保健福祉局は18時半で40%を超え、21時半では保健福祉局で14.93%と2桁を超えていると報告されている。また、49%が不払い残業があるとし、そのうち5%が「増えた」と回答している。
- 3) 全ての県民が健康で文化的な生活を實現できるよう、最低賃金「時間額1500円以上」の實現を国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が直接雇用する全ての労働者の賃金時間額を1500円以上にすること。県が直接雇用する非正規労働者の労働条件を正規職員と均等待遇とすること。
- 4) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。
- 5) 全ての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう強く啓発指導すること。高年齢者雇用安定法5条及び40条に規定する高齢者団体に対し、援助・助成をはかり、育成すること。

(12) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 障がい者雇用の拡大や障がい事業所の仕事興しに向けて、県や市町村など公的機関の仕事を受注した企業が障がい事業所等への優先調達や業務委託を行う仕組みを検討し、経営干渉にならない範囲で実施すること。

(13) 外国人労働について

- 1) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について全面的に調査し、雇用・賃金・労働条件等の大幅改善、労働保険や社会保険加入など行われるよう、雇用主等への啓発・指導を行うこと。
- 2) 外国人労働者の権利を守るための様々な基準やルールを徹底するために、神奈川県第三者管理協議会が役割を果たすよう、行政機関だけでなく法律家、労働関係者や学者などを構成するメンバーに含め、会議を公開し、定期的に開催して実施状況を確認し公開すること。
また、外国語の労働手帳を発行し、全ての外国人労働者に配布すること。
- 3) 関係機関とも連携し、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートする機能を作ること。特に外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている実態が指摘されており、それにとどまらず技能実習生への人権侵害が後を絶たず逃亡や行方不明者も出るなど、諸外国からも批判を浴びている制度であり、強く是正が求められる制度である。県としてもこの制度の改善を求めること。

4) 神奈川県が国家戦略特区に提案した外国人家事支援人材事業は、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大するものであり、低賃金労働の促進が懸念されることから、こうした事態を招かないように県としても有効な対策を講じること。

(14) 公契約条例の制定について

1) 「公契約条例」の早期制定を図ること。委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。最低制限価格制度の拡充を図ること。県が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の適正な賃金が確保されるよう指導すること。

(15) 県の委託業務について

1) 県の委託業務に関わり、税金を使った公共事業であることに鑑み、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう委託先に要請すること。

(16) 県内争議の早期解決に向けて

1) 県内争議の早期解決のため、指導・助言を強めること。大企業職場での「非正規切り」について、早期に解決するよう県として企業に働きかけること。
2) 地域経済への影響にも配慮し、リストラや退職勧奨などを行わないよう、働きかけること。
3) 福祉施設の職場で発生している「緑陽苑争議」を解決するため、指導性を発揮すること。

(17) 福祉労働者の処遇改善に向けて

1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件を点検し、人間らしく誇りをもって働けるよう処遇改善を指導、推進し、そのための支援策を拡充すること。

[2]. 小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 地域を支える小規模事業者の実態把握に向けて

1) 地域経済と社会を支える個人事業や家族経営等の小規模事業者を支援すること。そのために小規模事業者の経営実態に踏み込んだ調査を直ちに行うこと。
2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」には、小規模事業者の声が反映されているとは思われない。小規模事業者を審議会の構成員に入れること。モニター制度においても、小規模事業者の意見が恒常的に反映できる仕組みを作ること。

(2) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

1) 仕事興しに向けた経済対策として、経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
2) 高崎市の「まちなか商店リニューアル助成制度」を参考に、店舗や町工場を対象にした助成制度を作ること。2016年度に「商店街未病を治す取り組み支援事業」としてコミュニティカフェ設置のための店舗リニューアル助成が事業化されたが、広く「街なか商店リニューアル助成制度」として制度を拡充し、予算も増額すること。
3) 地域のコミュニティーの核となる商店街や工場街を守るため、小企業者が借りる店舗や工場の家賃に補助する措置を行うこと。
4) 大型店の出店に際して既存の小売店と出店調整する仕組みを作り商店街を維持・活性化を図るため、法改正を国に求めること。
5) 県有施設の修繕について「小規模工事登録制度」をつくり、入札参加資格を持たない地元の小規模建設業者に仕事を発注すること。
6) 元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第41条による積極的な行政指導を行うこと。
7) 下請け取引適正化推進講習会を拡充し、企業への案内を広げるなど、下請け取引適正化の取り組みを強めること。
8) 県とその外郭団体が行う工事、物品及び委託契約の発注にあたっては、県内事業者、地元事業者へ優先発注を基本とすること。

(3) 融資制度等の改善に向けて

1) 小企業者の起業支援や資金繰り要求に応える施策を充実すること。
2) 制度融資の審査に際し、制度の趣旨に鑑み、税金滞納、過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることをもって機械的に申し込みを断らないこと。親身に相談に応じるよう関係機関に働きかけること。
3) 生活福祉資金の審査に3カ月かかり却下された事例もあることから、「世帯の更正(自立)を図る」趣旨を生かし、生活福祉資金を中小業者(生業)を成り立たせる制度に改善すること。

また、申し込みから実行までの期間を短縮し、却下の際は理由を明確にすること。

(4) 税制・税務行政等に関して

- 1) 消費税率10%増税と社会保障制度の負担増の撤回を、国に強く求めること。
- 2) 消費税の仕入税額控除において、中小業者に多大な実務負担を押し付け免税業者の取引排除を招く適格請求書（インボイス）方式を導入しないよう国に求めること。
- 3) マイナンバー制度は国が国民を徹底管理する意図があり、漏えいなど膨大な事故も予想される。既に制度を悪用した詐欺も起こっており、制度の廃止・凍結を国に求めること。
また、マイナンバーが不記載でも各種申告書を受領すること。
- 4) 徴収行政に関わり、納税緩和措置を県民に広く知らせ、積極的な活用を呼びかけること。また、生活相談・経営相談を優先した相談が可能となる相談体制を確立すること。
中小企業活性化推進条例を活用し、経営を支援し、所得を増やす経営指導の視点を税金の徴収の分野でも生かすこと。
- 5) 国税や社会保険料なども含めて概ね所得の4割もの負担が課される中小業者の実態を踏まえ、生存権を保障する観点や地方税法及び国税徴収法に基づき、県税の滞納整理においては滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応を行うこと。
- 6) 滞納整理マニュアルを公表すること。納付誓約書を強制しないこと。

[3]. TPPに反対し、食の安全と農林水産業振興のために

(1) TPPについて

- 1) アメリカが参加を撤退したとはいえ、日本は他の参加国とTPPを結ぼうとしている。食の安全と家族経営を守るためTPPから撤退するよう国に求めること。
- 2) アメリカのTPP撤退を受けて、アメリカとのFTAを結ぶとの推測も広がっている。米韓FTAは、韓国経済や雇用に大きな悪影響を及ぼしていることから、アメリカとの2国間のFTAを締結しないよう国に求めること。

(2) 食料自給率の向上について

- 1) 2015年度の農業白書では、担い手の減少を背景にして食料供給能力の低下が危惧される状況を警告している。食料自給率の向上を全ての政策の柱に位置づけるよう国に求めること。

(3) 都市農業振興のために

- 1) 都市農業振興基本計画が閣議決定され、市街化区域農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」に大きく変わったことを踏まえ、市街化区域農地を存続する上で大きな障害となっていた宅地並み課税や高い相続税評価の軽減など、税制改正の実現を国に働きかけること。
- 2) かながわ農業活性化指針を改定したが、耕作放棄地対策、地産地消などの施策化のため、県としての対応策（助成策）を明示すること。

(4) 農業後継者の育成と農業・畜産の振興に向けて

- 1) 「青年就農給付金制度」を一定期間の就農を前提として、希望する青年全てを対象とするよう国に制度の改善を求めること。
- 2) 青年給付金制度が改定されたが、受給期間の延長などはされていない。受給期間の延長と受給期間終了後の県の支援制度を具体化すること。
- 3) 新規就農者の多くが志望する、有機農業の本格的指導体制の構築と有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。
- 4) 県立施設の食堂や学校給食等で地場農産物を積極的に取り入れるなど、地産地消の取り組みをさらに広げ、普及を図ること。
- 5) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充を進めること。体験型農園を開設する者に対し、開設、整備費用を支援すること。
- 6) 都道府県を通じて、種子の生産と供給、原種・原原種の保存、地域にあった特性の種子の開発などに大きく寄与してきた「種子法」の廃止に伴い、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つこと。
合わせて、公共品種守る法律を新たに作るよう国に求めること。

(5) 林業の振興に向けて

- 1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を一層促進すること。
- 2) 一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、県独自の補助制度を創設すること。

(6) 鳥獣被害対策について

- 1) 鳥獣被害対策として、県は支援センターを新設したが、より一層の対策強化と実効性が求められているため、予算を拡充するとともに捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。

- 2) 現在、鳥獣被害対策を自然環境保全課が行っているが、自然保護を進める課が、鳥獣の駆除を行うことは駆除を進める上で矛盾を生じると考えられるので、農業振興課などが鳥獣被害対策を行うなどの機構の改革を行うこと。
- 3) 若手狩猟者養成のため県内各大学に狩猟クラブを組織するよう、大学など関係機関等と協議すること。

(7) 漁業の振興に向けて

- 1) 近年、東京湾側では貧酸素水塊長期化・拡大化、相模湾側では磯焼けなどにより漁場環境が著しく低下しているとのことである。海底の土壌改良や藻場の造成、栽培漁業や資源管理などに関わる対策の推進を図ること。
- 2) 現在国は研修事業を活用し、担い手育成研修を行っているが、事業採択希望者が多く予算が不足しているとのことである。国に対してさらなる予算の拡充を求めること。また、県が行っている新規就業者育成に関わる支援等を引き続き継続し、さらなる拡充を図ること。
- 3) 厚木市にあるアユ中間育成施設は老朽化していることから、改築に向けて県として支援を強めること。
- 4) 現在、漁業用軽油取引税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 耐震診断・補強工事助成について、新耐震基準以降に建築された建物の中にも倒壊する恐れがあるものがある。そのため2000年5月31日までの建物について、市町村が取り組む耐震診断助成と耐震補強工事助成に対し補助を引き上げること。
- 2) 地震が多発する中で、木造住宅密集地の防災対策や住宅耐震補強への支援を強化すること。民間のマンションに対する耐震診断、耐震設計、耐震工事に対する補助を新設並びに強化すること。
- 3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と合わせて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、国に働きかけること。
- 4) 県下7千カ所以上の急傾斜地や盛土及び液状化危険個所の再調査と対策を、早急に強化すること。
- 5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、同警戒区域の設定を早期に行うよう対策の強化を図り、計画的なハード面の防災工事の推進を行うこと。
- 6) 津久井湖及び相模湖での護岸崩落防止予算の確保と早急な対応を講じること。
- 7) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティーリバー計画を前倒しして進めるなど、早期の対応を図ること。少なくとも新セイフティーリバー計画が計画どおり進むように財政措置を含めた対応を強化すること。
- 8) 境川の河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所を早急な整備を行うこと。

(2) 防災体制の確立と避難所の確保について

- 1) 減災推進事業について、地震防災戦略の重点施策に、常備消防や消防団等への補助対象の拡大、並びに補助率を引き上げること。
- 2) 交通やガス、上下水道などライフライン施設の点検を急ぎ、必要な補強、補修を優先して実施すること。また、関係機関にも働きかけること。
- 3) 収用人数の不足が危ぶまれる地域の災害避難所の設置については、県内市町村と連携し、早急に増やすこと。
- 4) 「市町村地域防災力強化事業費補助金」を継続し、市町村の実情に即した対象事業の拡大や柔軟な運用を図り、予算を増額するなど拡充すること。

(3) 障がい者の避難について

- 1) 「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証（死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態（避難、避難所、仮設住宅の有効性など）を進め、公表し、県の災害対策に生かすこと。
- 2) 災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所の指定を、全ての自治体で小学校区に1つの指定となるよう設置する

こと。また、広域的な応援体制の確立や、介護ボランティア養成などに積極的に取り組むこと。

[2]. 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

- 1) 県営住宅の応募倍率が高い状態が続いていることから、住宅に困窮する県民に「住まい」を提供するため、県営住宅の大量建設を行うこと。
- 2) 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画について、団地毎の年次計画を立てて推進を図り、全面的改善や個別改善が計画どおり実施できるよう予算を増額すること。
- 3) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。
- 4) 県営住宅の街路灯などを、計画的にLEDに変更すること。
- 5) 築40年以上が経過し外壁の落下なども起きており、危険性が高まっている。修繕が必要な箇所等について直ちに調査を行い、今後の維持・修繕計画を年度と団地名を示し具体的に立案すること。

(2) 住宅政策の充実について

- 1) 神奈川県として民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」を作ること。
- 2) 低所得で住居に関して悩む高齢者のために、低所得高齢者住宅の建設、空き家優先入居、家賃補助、入居の支援などの施策を充実させること。
- 3) 空家の有効活用または解体などについて、市町村への財政支援を行うこと。

(3) 福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行うこと。
- 2) 福島からの自主避難者や希望者が応急仮設住宅の供与期間終了後も引き続き入居できるよう、必要な対策を講じること。応急対策を延長すること。

[3]. 水道事業の改善

- 1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。また、水道施設の稼働率を上げ、適切に施設の統廃合を進めるなど経営のさらなる効率化を図ること。
- 2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業は原則市町村で行うとした水道法に照らしても問題である。水道事業の広域化や包括委託を広げる方針を撤回すること。
- 3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。
- 4) 県営水道料金の減免制度について
 - ① 保育所、生活保護世帯などに対する減免制度を継続すること。
 - ② 障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること。
- 5) 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。
- 6) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。
- 7) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会については、広域化、官民連携による包括委託を導入するものであり、直営に戻すこと。今後は、県西地域の各水道事業者の課題を抽出し、その課題解決のため県として支援を強めるという方向性を明確に打ち出すこと。

[4]. 環境対策の強化

(1) アスベスト対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断されている。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方、元住民の方へ情報提供をし、その方たちへの健康調査などを行うこと。
- 2) アスベストを使用した県営住宅については封じ込め対策を行ったが、経年劣化でアスベストが暴露していると思われるところもある。早急に対応するとともに、一定期間を経過した段階で調査する体制を確立すること。
- 3) アスベストを使用した建物の解体が今後増加する。大気汚染防止法や建設リサイクル法で解体工

事前の調査やアスベスト含有建材の解体についての届け出などが規定されているが、アスベストの存在を確認せず、改修工事や飛散防止対策なしで解体工事が行われている。パトロールを強化し、不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。

- 4) アスベストの被害根絶に向けて総合的な対策を迅速に実施するため、「アスベスト対策基本条例」を制定すること。アスベスト問題での各部局の連携を一層強化し、総合的な対策に取り組むこと。アスベスト対策はいくつかの部局にまたがるため、ワンストップで全ての対応ができるように体制を作ること。
- 5) レベル3のアスベスト含有建物の解体については、川崎市などで条例を制定しパトロールや改善指導などを強化している。周辺住民に対する周知方法の規定など、アスベスト含有建物の解体工事に関わる条例を制定すること。
- 6) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ県として、推進体制を整備し、県計画を策定すること。
- 7) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など支援の強化を求めること。
また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求めること。
- 8) アスベスト疾患の早期発見を可能とし、治療できる体制を構築すること。
- 9) 国の責任でアスベストによる健康被害を受けた方の救済と補償を実施し、その対象範囲を広げるよう国に求めること。

(2) 地球温暖化対策の促進について

- 1) 東京電力と中部電力が出資して作ったJERAが、東京電力久里浜火力発電所に新たに石炭火力発電所の建設計画を進めている。世界でも削減されている中で新たに石炭火力発電所を建設することは温暖化対策と逆行することから、建設計画をやめるよう働きかけること。
- 2) 久里浜の石炭火力発電所の建設計画について県は、アセスの方法書の知事意見で強い懸念を表明している。その内容は、住民への理解が進んでいないこと、石炭火力を選んだ理由についても合理的な見解が示されていないことなどである。県として事業者に対してもっと住民に対して計画を周知し、丁寧に住民への説明を行うよう働きかけること。
- 3) 地球温暖化対策計画について、事業者の削減計画の届出はあるが、パリ協定の数値目標を達成できるような計画とするよう取り組みを強化すること。
- 4) 地球温暖化対策計画の取り組みを進めるためには、家庭の電力消費を減らす取り組みが重要になってくる。家庭の省エネルギー化を進める取り組みとして国は、省エネルギー対策のための住宅改善補助金などを創設している。県としてそれをより一層進めるための施策を講じること。
- 5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、普及啓発をより一層進めること。
- 6) 地球温暖化対策計画について、現在の計画はエネルギー消費段階でのCO2削減の数値目標があるだけで、生産段階での削減に向けた数値目標がない。これでは再生可能エネルギーの促進にはつながらない。エネルギー生産段階での削減が可能となるような数値目標を設定するなどの改善を国に求めること。

(3) 神奈川の自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地など開発の抑制や緑地の公有化などで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、地域活性化、産業創出を目的とした林業等の里山事業を実施すること。

[5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) 羽田へのアクセスを10分しか短縮しない羽田—川崎連絡、カジノ誘致を含む総合型リゾート開発、住民合意のないツインシティ計画（寒川—平塚市域）などは中止を含む根本的な見直しをすること。
- 2) リニア中央新幹線について
 - ① リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
 - ② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。
 - ③ 県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をJR東海が要請してきていることについては、教育活

動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。

- ④ J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。
- ⑤ リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。

(2) 駅利用者の安全と利便の確保について

- 1) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置を引き続き各鉄道会社に働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは、内方線ブロックとするよう関係機関に働きかけること。
- 2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にを行い、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、人員を十分に配置するよう各鉄道会社に求めること。
特にホームドア（可動柵）の設置をすることにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に働きかけること。
- 3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、事業者に求めること。
- 4) 精神障がい者の運賃割引制度を身体・知的障がい者と同様な制度とすること。また、国の制度とするよう働きかけること。
- 5) ターミナル駅をはじめ、駅に幅の広い改札を作るよう関係機関に働きかけること。
- 6) 各駅に設けられているエレベーターの位置表示を改札前に分かりやすく表示するよう、関係機関に働きかけること。
- 7) J R 御殿場線前線で I C カードが利用できるよう、関係機関に要望すること。

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう指導すること。
- 2) 高齢化に伴う運転免許返上者もおり、高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上で地域の重要な課題である。県としても自治体や地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など段階に応じて支援を強めること。
また、シルバーパスやかなちゃん手形など高齢者向けの事業を行っている交通各社に、助成を行うこと。
- 3) 高齢者の転倒事故が増えている。2020年のオリンピックやパラリンピックに向けバリアフリーのまちづくりが言われているが、歩行者優先道路の補修・改善対策を強化すること。
- 4) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、成人でもオムツ交換ができるベッド仕様で整備するよう、指導の徹底を図ること。現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、180cmが必要である。
- 5) 神奈川県の都市計画・まちづくり計画に、高齢者団体や障がい者団体の意見を反映すること。

(4) 地域の活性化に向けて

- 1) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。

(5) 海岸の保全について

- 1) 早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

(6) 警察関係

- 1) 信号機等の整備について
 - ① 歩道安全施設等整備事業費道路標示予算を増額し、信号設置要望等に早期に対応すること。
 - ② 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。
 - ③ 高齢者・視覚障がい者用 L E D 付き音響装置の信号機を大幅に増やすこと。
 - ④ 騒音の多い広い交差点の音響信号機は、視覚障がい者用付加装置の物とし、合わせてエスコートゾーンを設置すること。
 - ⑤ 福祉施設付近の交差点には、視覚障がい者用付加装置のついた音響式信号機とエスコートゾーンを優先的に設置すること。
 - ⑥ 音響式信号機の音のなっている時間を早朝、夜間まで延長すること。（住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで）
 - ⑦ 交差点を歩車分離式に変更する場合には、音響式信号機（視覚障がい者用付加装置）を必ず設置

し、歩車分離式であることを音声で知らせる装置をつけること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。

- ⑧音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。
- 2) 停止線等の路面標示等の修繕予算の拡充及び早急な修繕を実施すること。
- 3) 静音車につける車両接近通報装置について、県として視覚障がい者や高齢者をはじめとする県民から要望を聞き、道路上での安全を確保するための、静音車対策を積極的に行うこと。

[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。
- 2) 避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び、蓄電池設備の導入を促進すること。費用の全額を国が負担した『再生可能エネルギー等導入推進基金事業』が2016年度に終了したことにとともに、市町村の財政負担を軽減する県独自の補助制度を創設するなど、市町村を支援すること。

《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生の支援

- 1) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。
- 2) 就職も進学もできずに卒業した青年について、県として状況を把握し、ハローワークや若者支援センターなどと連携して取り組みを強化すること。就職指導支援員・相談支援員を配置・増強し、支援を行うこと。
- 3) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
- 4) 県内の大学で期日前投票ができるようにすること。さらに、若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、取り組みを強めること。
- 5) 若者が自立し人間らしい生活が送れるよう、関係各所が連携し、公共住宅や家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。
- 6) 学卒無業者、発達障がいをもつ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策にきめ細かく取り組むこと。
また、交通費支給や訓練費用、生活資金の補償も整備すること。

[2]. 男女平等・女性の地位向上

- 1) 県が「かながわグランドデザイン第2期実施計画」で掲げた県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率は、前年度比では上がってきているが、目標値達成というところでは不安な状況にある。“計画に達しない見込みがの場合は個別に協議を行う”ということだが、実際に行われた事例があるか。また、目標達成のための県としてクォータ制の普及を図ること。
- 2) 女性労働者の約6割は非正規労働者である。「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。
また、事業所や従業員に対し、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランス等々の制度を普及させるためのリーフレットを作成し、普及を図ること。
- 3) 貧困化にある女性の支援策として、以下の対策を講じること。
 - ①女性相談所を拡充することとあわせ、相談所の存在について積極的に広報すること。相談員は高い専門性が必要なため、経験やキャリアを積める体制を整えること。

- ②様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所（NPO法人などが運営する場所等）に対して支援を強めること。
- ③職業訓練や就労準備支援などを現在以上に強化すること。
- 4) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう啓発指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底すること、そのために会社訪問活動を行うこと。
- 5) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、緊急支援事業を検討すること。
また、生活保護の受給要件を満たさない女性の自立支援のために、県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。
- 6) 家事支援外国人受入事業の、2017年6月以降の特定機関の届け出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。
また、神奈川県第三者管理協議会に、法律家団体・労働団体・女性団体の代表が参加できるようにすること。
- 7) 男女共同参画課として無年金、低年金の女性の生活実態を把握し、高齢女性に対する自立支援のために、県として次のことを行うこと。
- ①高齢者は民間賃貸住宅の入居を拒まれる。とりわけ生活困難な高齢女性を県営住宅に優先的に入居できるように、その枠をつくること。
- ②就労中の高齢女性が安心して働き続けることができるよう、最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、事業主を指導すること。
- 8) 女性に対する暴力や児童虐待のPTSDに対する男性も含めた家庭・家族関係の相談体制・機関・シェルターを充実させること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすこと。
- 9) 民間シェルターへの、補助金を充実すること。職員の研修等の支援も行うこと。
- 10) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者が、加害者から逃げるための引っ越し費用を県で負担する制度を創設すること。
- 11) かなテラス（県立かながわ男女共同参画センター）が藤沢合同庁舎にオープンしたが、藤沢合同調査への移転は、あくまでもつなぎ施設とし、新たに女性問題の総合的な解決がはかれる、かながわ女性センターとしての規模・機能を持った施設を建設すること。
- 12) 県立図書館の再整備の計画を進めるにあたって、旧江ノ島女性センター図書館の趣旨を発展させること。そのためには、女性関連資料を網羅的に収集し、女性問題の解決や女性史調査・研究にふさわしい新たな閲覧室整備を図り専任の司書を配置する等、その具体案を県民に示すこと。またかなテラス（藤沢の女性センター）の支援を行うこと。

[3]. LGBT施策の推進に向けて

- LGBT（性的マイノリティー）に対する差別と偏見をなくし人権や権利を守る取り組みを進めることは、共生社会を標榜する本県に求められる新しい課題である。
- 1) 岐阜県関市の「LGBTフレンドリー宣言」、大阪市淀川区の「LGBT支援宣言」、愛知県豊明市の「LGBTともに生きる宣言」等の事例にもならい、多様な生き方を認め性的マイノリティーの方を支援する本県の意味を宣言すること。
- 2) 部局横断的な庁内検討体制をつくり、具体的支援策を講じるとともに、行政計画等にLGBTに配慮した施策を位置づけること。
- 3) 施策の推進にあたり、LGBTへの理解を深める情報発信に努め、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など各所での啓発に努めること。
- 4) 行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを対象とした研修を実施すること。
- 5) 特に、教育現場での取り組みは重要である。啓発用のポスターやハンドブック、パンフレットの作成と配布、児童や生徒が相談しやすい相談環境の整備と相談事例の把握、学校図書室だけでなく各学級文庫へのLGBT関連蔵書の収蔵を行うとともに、国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。
- 6) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。

[4]. 文化・芸術、スポーツの環境整備

- 1) 2020東京オリンピックでは、神奈川県も競技会場を引き受けることになっている。オリンピックの取り組みに当たっては、1. オリンピックの目的に貢献する、2. 民意を反映した運営に、3. 簡素で自然と住民生活との調和を図ることの立場を明確にすること。
- 2) オリンピック開催のための神奈川県が関連事業費をどのくらいと見込んでいるのか、県民に明らかにすること。
- 3) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備を図ること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。
- 4) 全ての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を充実させること。
- 5) 県立大船フラワーセンターについては、指定管理者制度の募集にあたり、人件費の算定が非常に低く設定されているため職員の確保と専門性の維持に懸念が生じている。地域に根ざし、植物園としての専門性が確保されるよう改善すること。
また、大船フラワーセンターの指定管理者制度をやめ、県直営施設に戻すこと。
- 6) 県立図書館、川崎図書館の充実を
 - ①全国でも類を見ない蔵書を擁する県立川崎図書館を、企業支援に特化し、川崎市の「かながわサイエンスパーク」に移転しようとしているが、容量が小さく蔵書の分散を余儀なくされる。蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続すること。
 - ②県立図書館の正規の司書職が両館合わせ、35人と非常に少ない。人口500万人以上の県で下から二番目に低い。嘱託・非正規職員の司書の実態や労働条件を把握し、司書が長く続けられる条件を早急に実行すべきこと。現有司書人数は、これ以上切り下げないこと。
 - ③20年近くにわたり減額された資料費を全国都道府県の平均水準に引き上げること。

《7》. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

- 1) 県中央消費生活センターは市町村・県全体の中核センターとして位置づけられているため、相談員の増員と正規職員の採用に努めること。
- 2) 複雑、高度化する相談の処理を、商法ごとに専門班を作り、個人処理ではなく情報の調査・分析、統一的処理などシステム処理・マニュアル化すること。
- 3) 架空請求、オレオレ詐欺など特に高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。これらに対する適切な情報提供を行うとともに、被害防止、救済の取り組みを強めること。

[2]. 食の安全について

- 1) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。
- 2) 機能性表示食品について、特定保健用食品では「却下」された製品が受理されていたりしている。消費者庁は書式さえ揃っていれば受理するようなやり方など、制度の見直しを国に求めること。
- 3) トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高めることが明らかとなっており、アレルギー疾患や免疫力の低下とも関係しているとの指摘も多くある。そのため多くの国で表示は義務化されており、使用制限や使用禁止へと向かっている。神奈川県として、トランス脂肪酸の表示の推奨と国に表示の義務化を行うよう求めること。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、TPPと食品輸入など食の安全に関わる国の政策動向について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援すること。

[3]. 消費者庁等の移転について

- 1) 消費者庁、国民生活センターなどの移転は撤回するよう、国に求めること。

《8》. 米原子力空母の母港とオスプレイ拠点化の撤回、

「核も基地もない平和な神奈川かながわ」を

[1]. 核も基地もない平和なかながわを

- 1) 「安全保障関連法」は集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で戦争できる国づくりが進んでいる。この

- ような法制定をやめるよう県として国に求めること。
- 2) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。
 - 3) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。国是である非核三原則を堅持するためにも核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
 - 4) 国連では、歴史的な核兵器禁止条約が発効された。『神奈川非核兵器県宣言』をしている本県として、政府に対し唯一戦争被爆国として核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策を見直すよう、強く求めること。また、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。
 - 5) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。

[2]. 米原子力空母の横須賀母港撤回と米軍基地撤去

- 1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに原子力災害の危険と不安を広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。
- 2) アメリカの「戦略的リバランス」政策により、米海軍横須賀基地を母港とする艦船を14隻体制にする計画が進められている。このような横須賀基地の強化には反対し、政府に対して中止するよう求めること。
- 3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。
- 4) 原子力艦の原子力災害対策に関する県の地域防災計画を最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう根本から見直すこと。

[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう根本から見直すことを国に要求すること。
- 2) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう、米軍や国に求めること。
- 3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにすること。

[4]. 厚木基地に関わって

(1) オスプレイの飛行について

- 1) 米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイは、機体の構造的欠陥により、墜落をはじめ重大事故を繰り返している。こうした危険なオスプレイの飛行禁止と配備撤回を政府に求めること。

(2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 厚木基地でのいっさいの離着陸訓練をやめるよう、日米両政府と米軍に強く求めること。とりわけ、空母が作戦任務で出港する間際に、洋上で実施される着艦資格取得訓練(CQ)では、終了後の深夜に艦載機が厚木基地に戻ることが多い。洋上でCQ実施後は、厚木基地に戻らず、そのまま作戦任務に就くよう米軍に求めること。
- 2) 空母艦載機の爆音被害の元凶は、原子力空母の横須賀母港化である。平和で静かな街を取り戻すためにも、原子力空母の横須賀母港を撤回するよう日米両政府と米軍に求めること。
- 3) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練をただちに中止するよう、国と米軍に求めること。
- 4) 厚木基地での航空機爆音が県民に与える「生活被害」と「健康被害」の実態調査は、国に任せるのではなく県民のくらしと健康を守る立場から、神奈川県の実態調査で実施すること。

[5]. 空母艦載機の着艦訓練・日常訓練・基地周辺の生活環境の安全確保等

- 1) 住宅防音工事の第一種区域を拡大し、国の負担で施工後の維持管理をすることを国に要求すること。
- 2) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。
- 3) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。
- 4) 防衛省の全国の陸自の組織改編では、座間駐屯地の中央即応集団司令部の廃止。日米共同部の新設を決めたとの報道がある。これは、米軍と自衛隊が文字通り一体化するということであり、直ちに撤回を要求すること。

[6]. 遊休化した県内提供施設の早期返還

- 1) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。
- 2) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍が進めている民間住宅提携プログラム（RPP）は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。
- 3) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいてただちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。
- 4) 座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。
- 5) 厚木基地に相模鉄道線から引き込んでいる鉄道敷は、基地内では鉄道敷上は舗装してあり、全く使われていない。これらの遊休地はただちに返還するよう求めること。

[7]. 日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米国への従属的な関係の根本には日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。
- 2) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と、基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- 3) 「日本が第1次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」はただちに破棄すること。
- 4) 相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。
- 5) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置を止めさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。
- 6) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱し、日米地位協定に違反している可能性が極めて高い。訓練を目的としない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう強く米軍と国に求めること。

[8]. 米軍基地撤去に向けた日米安保条約の廃棄

- 1) 県民のくらしや生命をおびやかす米軍基地を撤去させるため、日米安保条約の廃棄を国に強く求めること。

《9》. 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- 1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国

に求めること。

- 2) 法人 2 税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。
- 3) 未利用県有地など公有財産をホームページ等で公表すること。
- 4) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大 75% の免除となっている。日米地位協定第 13 条 3 項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

[2]. 県有施設の拡充・存続を

(1) 県民利用施設について

- 1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。
- 2) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユースンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の公共責任で行うよう改めるとともに、根本的に民間移譲という県の方針を抜本的に見直し、県立施設として存続・拡充すること。
- 3) 保健福祉大学の公立大学法人化にあたり、理事会、教授会における大学運営頭に関する意思決定過程については、大学自治・職場自治を踏まえ、職員の意向を踏まえた民主的なものになるようにすること。

(2) 試験研究機関について

- 1) 県の試験研究機関は、県民のいのちとくらしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。また、独立行政法人化等などは行わず、直営を堅持すること。
- 2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る期間として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。
- 3) 県内の農畜水産業を充実・支援する県の試験研究機関の機器や人員体制、予算の充実を図ること。また、蓄積された技術を次世代に継承していくために正規職員の継続的採用を行うこと。
- 4) 環境化学センターの業務移管、廃止は行わず、正規専門職員の増員や危機更新等により機能を強化し、県民の期待に応える研究機関として充実すること。地域県政総合センターとの一体的見直しの検討はやめること。

(3) 県庁本庁舎の施設改善について

- 1) 県庁本庁舎、新庁舎などに来庁者用休憩所や水分補給場所などが少なく、公共施設であるにも関わらず社会的弱者にとって来庁・滞在しにくい施設となっている。
ウォータークーラーや椅子、新庁舎エレベーターホールにおけるボタンの対面連動、点字ブロックの設置、みんなのトイレなどを始め分かり易い表示など、公共施設にあるべき設備を、地震津波対策工事期間も含め早急に随所に設置すること。

(4) 県の出先機関について

- 1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による、衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。
- 2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

- 1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働きかた改革を取り組むにあたっては、欠員は直ちに正規職員の採用を行うとともに、条例定数を増やし適正配置を行うこと。
また、管理職の時間外勤務の縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。
- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職の専門職種については、県民サービスを低下させないため、早急に欠員を補充すること。
また、欠員補充と併せて正規職員の定期的な採用を行うこと。
- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。
- 4) 不払い残業や、庶務事務システムの不具合による給与の遅配など、労基法違反が県庁内でおき

ている。県及び人事委員会は実態を調査し、改善するとともに、再発防止に努めること。

人事委員会も事態を調査し、県に是正・再発防止を求めること。

- 5) 職員の福利厚生 viewpoint から、職員食堂を利用しやすい場所に設置すること。併せて、健康的に昼食がとれる職場環境を整えること

[4]. 指定管理者制度、PFI など民間活力の導入について

(1) 指定管理者制度について

- 1) 指定管理者の導入及び、選定にあたって、人件費の算出は、県職員（正規）水準とし、指定管理料はその水準を確保できるものとする。また、職員の研修制度を確立し、指定管理料に反映させること。
- 2) 公募により低価格競争が明らかとなった場合は非公募とし、直営で運営すること。
- 3) 県民ホールや七沢リハビリテーションセンター、津久井やまゆり園など、指定管理への移行による著しい職員の労働条件、労働環境の悪化や社会的な問題が生じている施設については、直営に戻すこと。
- 4) 県直営から指定管理者、指定管理者から民間委譲の流れにより、県民の財産である公の施設が削減されている。県民の福祉の増進が損なわれないようそうした流れを中止するとともに、重度障がい者施設など専門性の高い施設は直営に戻すこと。

(2) PFI 方式について

- 1) 県民の福祉の向上の観点から、直営と PFI 方式による内容を具体的に比較、検証し、県民に明らかにすること。

(3) 業務委託の単価について

- 1) 業務の委託料削減を止め、生活できる労務単価が支払われるようにすること。

[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直して改善をはかり、情報公開を促進すること。

《 10 》. 県内各地域からの要望

[1]. 鎌倉市

(1) 水害対策について

異常気象のなか、大きな台風や暴風雨が大きな心配時であり、以下について要望する。

- 1) 鎌倉市から要望のあった県道の雨水マスの整備及び雨水マスの定期的な掃除・点検を実施すること。
- 2) 横須賀線ガード下（下馬）の雨水対策として、ポンプ設備がされているが、台風時など交通止めとなる状態が今年も起きている。こうした事態が起きないように対策を講じること。

(2) 緑地管理・樹林整備について

- 1) 古都法指定区域など法指定緑地管理は、景観保全の立場からも重要である。鎌倉市は土砂災害を未然に防止し、景観保全上から市独自で「樹林管理事業」を実施している。
しかし、面積が広大であり、市単独では対応に限界があることから、県においても同様な事業を検討すること。特に、民家に接する区域の重点的な早期整備を図る上でも予算補助を新設すること。

(3) 道路・歩道整備について

- 1) 国道 134 号線の海側・腰越漁港前の歩道整備を促進すること。
- 2) 腰越地域から西鎌倉地域に係る道路・歩道整備について、県の道づくり計画に位置づけること。

(4) 津波対策に関連して

- 1) 材木座 2 号橋下通路は、地元商店街に通じる通路であり、地震に伴う津波の際は、通路からの遡上が予想され、地元地域にとって懸念されるところである。海岸景観等に配慮しつつ、当該通路に防潮門扉を設置すること。
- 2) 滑川について、もっとも水害の危険性の高い上河原橋付近の堤防嵩上げなど、対策を強化すること。合わせて、滑川の水位測定場所については現在、大町橋に定点カメラが設置されているが、上河原橋付近に移動すること。

(5) 保育園待機児童対策について

- 1) 鶴岡八幡宮から東の東部地域には保育園が事実上なく、保育園の問題が深刻である。そこで、鎌

倉東部地域の連合自治会（7自治町内会）から、浄明寺にある旧県営鎌倉住宅跡地の活用について要望が出されている。他に適切な用地がないことから、ぜひ、市が当該県有地の取得にあたり、分割払いなど格段のご配慮をすること。

[2]. 逗子市

- 1) 県市町村地域防災力強化事業補助金は、新たに整備や増備、機能強化に係わる事業のみでなく、経常的に行う維持管理的な事業も補助対象とし、補助額、補助率を引き上げること。
- 2) 特定行政庁でない逗子市において、「小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（技術的助言 平成27年2月27日国住指第4544号）」における「小規模」の取り扱いについて、県の2㎡以内では狭く、県内の特定行政庁の中には、独自に緩和策を設けている。災害に強いまちづくりを推進している地域の実情に鑑み、自主防災組織等が設置する小規模防災倉庫については、その手続きを簡略化し、面積も緩和を図ること。
- 3) 「津波防災地域づくりの推進計画」の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係わる協力を行うこと。
- 4) ダイオキシン類対策で実施した設備機器が10年以上経過し、延命化の改修が必要となっている。施設改修にあたり、「災害時の廃棄物処理システム強靱化」の対象事業とし、基幹的整備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など対象外とされている事業についても、交付対象となるよう国に対して要望すること。
- 5) 県道24号線の道路拡幅を促進すること。また、渋滞の原因となっているグリーンヒル入口交差点、アーデンヒル入口交差点、東逗子駅入口交差点、逗子警察署入口交差点などの交差点改良工事を促進すること。
- 6) 逗葉新道を無料化にすること。
- 7) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する対策を講じること。また、早急に砂浜の浸食原因を調査し、最良の養浜対策に取り組むこと。
- 8) 総合的な海岸管理の方策を県条例に定めること。
- 9) 逗子市山の根にあった県水道局が閉鎖された跡地について、逗子市が用地選定中であり、保育園整備にあたり、用地として無償提供すること。
- 10) 公共車両優先システム（PTPS）を推進すること。

[3]. 箱根町

(1) 高校通学費補助制度の創設について

- 1) 箱根町には県立高校がなく、子どもたちは小田原市等周辺や遠くは茅ヶ崎市等への通学を余儀なくされている。山岳地域のため交通費もたいへんな負担となっており、これまでも住民運動などで負担軽減の声を上げてきた。

町当局もその声を受け止めて、現在、高校生等通学費補助制度ができて今日にいたっているが、財政ひっ迫を理由に補助額の引き下げが行われた。町の補助は小田原市等までで、その先も交通費はかかる。

県としても是非、県立高校のない地域の保護者の負担軽減を図るために、高校通学費補助制度を創設すること。

(2) 県西地域の水道広域化について

- 1) 県西地域における水道の広域化と包括民間委託の推進を行わないこと。

(3) 道路整備について

- 1) 県道75号線は霧の発生が多く、ガードレールのない所もあり危険である。霧用の街灯をもっと増やし、歩道上の草、枝の刈込をすること。
- 2) 国道1号線、国道138号線の道路上に出ている枝の整備を実施すること。
- 3) 県道湯本元箱根線に濃霧用の街路灯を設置すること。

(4) 河川改修について

- 1) 早川河川の宮城野町営住宅付近の河床の整備と、護岸の嵩上げを行うこと。

[4]. 清川村

- 1) 県道64号古在家バイパス整備事業は、交通便利と村民の交通安全対策として期待されている。早期に完成させること。

[5]. 寒川町

(1) 目久尻川の河川改修について

- 1) 堤防のかさ上げや川底の浚渫等により倉見地域への浸水を防止し、より強固な堤防を築造し、増水時の処理能力を高めること。
- 2) 下流に至るほど、堤防上の遊歩道、植栽整備が遅れている印象を受ける。河川整備に尽力すること。
- 3) 河川への自転車、タイヤなど不法投棄が目立つ。不純物を取り除くことにより、川の流れがよくなり環境美化にも役立つことから、浚渫時を待たず点検と対応を実施すること。
- 4) 河川敷の草木の草刈り作業を徹底していただき、草刈り回数を増やすこと。

(2) 小出川の河川改修について

- 1) 町内全域にわたり、浸水による被害が多発している。岡田8丁目地域と大曲4丁目は2004年10月の台風による床上浸水など甚大な被害を受けた。今日下流から上流にかけて整備が進んでいることは認めるが、あいついで頻発する集中豪雨に対応するためにも早めの整備をすること。
- 2) 堤防をかさ上げし、より強固なものにすること。
- 3) 川底の堆積上等を取り除き増水時の処理能力をたかめること。
- 4) 貯留地(遊水地)の計画があるとのことだが、早急に進めること。

(3) 県道45号線及び丸子中山茅ヶ崎線の道路整備・改修について

- 1) 寒川町内、一部歩道の整備を進めること。
旧来型の歩道であり段差があり歩きづらい(中瀬、一之宮)地域が存在する。整備を急ぐこと。
- 2) 住宅密集地域を往来する道路で、自転車や人が安心して往来できる道路整備を促進すること。
- 3) 歩道の整備・増設を進めていただき、横断歩道など、白線が消えている箇所が多く目立つことから早急に対処すること。

[6]. 二宮町、大磯町

(1) 防災関係

- 1) 葛川、金目川及びその水系の改修計画には、魚道整備など生物の多様性を支える観点、親水公園的な観点や河川敷または川岸の歩道の整備・管理を加え、両町のまちづくりとも組み合わせたものにする。
- 2) 葛川、不動川の浚渫を適宜実施すること。
- 3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策を適正に進め、今後の対策と策定と実施を支援すること。

(2) 道路・安全環境整備

- 1) 大型車両の迂回ルート(小田原厚木道路二宮ICから国道一号線へのルート)になっている町道の整備に財政支援を行うこと。
- 2) 県道63号線小田原厚木道路入口の交差点整備を促進すること。
- 3) 県道71号線沿いの西友二宮店前に車歩分離型の交差点とすること。
- 4) 中郡内の太平洋自転車道の整備を促進すること。
- 5) 西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和を進めること。

(3) 教育関係

- 1) 大磯町の自校方式学校給食への転換に県が支援すること。
- 2) 大磯町立国府小中学校学校分かうんえいに係わる財政支援を行うこと。
- 3) 放課後子ども教室に対して、支援を強化すること。
- 4) 大磯町が実施している朝の子どもの居場所づくり事業への財政支援を復活すること。
- 5) 小中学校の教室へのエアコン設置に財政支援を行うこと。
- 6) 二宮町の袖が浦プールの再開や学校プールの設置など、水泳教育の充実への支援を行うこと。

(4) 生活・医療・福祉関係

- 1) 恒道会運営の正常化と、利用者が安心して利用できる環境づくりを進めること。
- 2) 県営住宅の環境の整備。計画的な建て替を進めること。

以上